

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 収入証紙小売さばき人の廃止
- ◇公安告示 速度制限告示の一部改正
- ◇公告 公共職業補導所補導生の募集

告示

鳥取県告示四百三十号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第四項の規定により次のとおり小売さばき人を廃止した。

昭和三十一年九月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

番号 氏名 小売さばき場所 住所

九二 鳥取市農業協同組合 鳥取市吉方七百八 同上
組合長 小谷忠太郎 十四番地の一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（速度制限について）の一部を次のとおり改正する。

昭和三十一年九月十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

及び

市道湖山中中央線鳥取市湖山町一、
四五四番地地先から同地内一八〇
番地地先までの間 一七〇〃 二〇〃

県道倉吉停車場線倉吉市明治町一、
町二、六〇三番地地先から同市東仲
ノ一番地地先から同市住吉町二六
ノ三番地地先までの間 二六三〃 二二〇〃

を削る。

公 告

県立公共職業補導所補導生を次の要綱により募集する。

昭和三十一年九月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十一年度後期県立公共職業補導所補導生募集要綱

一 所別募集補導生数等

公共職業補導所名

補導科目

選考日時

場

所

入所期日

願書締切日

米子

昼間
経理事務科

九月二十七日
午前九時から

米子公共職業補導所

十月十日

九月二十五日

"

夜間
経理事務科

"

"

倉吉

夜間
経理事務科

九月二十六日
午前九時から

倉吉公共職業安定所

十月一日

九月二十五日

三 選考方法

国語、数学及び社会につき補導生として必要な学力の筆記試験並びに簡単な口答試験及び人物審査を行う。

四 応募資格

1 義務教育を終了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者。

五 応募手続

2 志操堅固にして将来その業に精進しようとする者
入所願書（公共職業安定所において交付する）に最終学校の卒業証明書及び履歴書を添えて、もよりの公共職業安定所に提出のこと。

六 処遇

補導終了後の就職あつ旋、授業料不要、通学運賃の割引適用、失業保険金受給資格の存続等

七 その他

選考には、筆記用具、昼食、上履を持参のこと。

公共職業補導所名

補導科目

男女別

補導期間

募集補導生数

所在地

米子

昼間
経理事務科

男女

六箇月

三〇人

米子市博労町四丁目

"

夜間
経理事務科

"

"

三〇

"

倉吉

夜間
経理事務科

"

"

三〇

倉吉市駄経寺

二 選考日時等